

公益社団法人 SV リーグ

入会金年会費規程

第1条〔目的〕

本規程は、公益社団法人 SV リーグ（以下「SVL」という。）定款第7条に基づく入会金および年会費について定める。

第2条〔入会金〕

- (1) 入会金は、定款第5条第3項に定める会員種別ごとに次の各号に定める。
 - ① SV.LEAGUE に初めて加盟して正会員になる場合 金 1,000 万円
 - ② SV.LEAGUE GROWTH に初めて加盟して一般会員になる場合 金 500 万円
 - ③ 賛助会員 金 0 円
 - ④ 第1号にかかわらず、従前は一般会員が SV.LEAGUE に初めて加盟して正会員になる場合 金 500 万円
 - ⑤ 第2号にかかわらず、従前は正会員が SV.LEAGUE GROWTH に初めて加盟して一般会員になる場合 金 0 円
- (2) 正会員および一般会員は、SVL に入会することが確定した日の属する月の翌月末日までに入会金を SVL に対して納入しなければならない。
- (3) 正会員および一般会員が複数のバレーボールチームを有する場合は、チームごとに第1項の各号に該当する入会金を要するものとする。

第3条〔年会費〕

- (1) 正会員および一般会員は、加盟するリーグのシーズン（毎年7月1日から翌年6月30日まで）の年会費として、次の各号に定める金額を、当該シーズンに属する7月末日（末日が土日祝日に当たるときは前営業日）までに SVL に対して納入しなければならない。
 - ① 正会員（SV.LEAGUE 加盟） 金 2,000 万円
 - ② 一般会員（SV.LEAGUE GROWTH 加盟） 金 500 万円
- (2) 正会員および一般会員が複数のバレーボールチームを有する場合は、チームごとに第1項の各号に該当する年会費を要するものとする。
- (3) 賛助会員は、次の各号に定める年会費を SVL の指定に従って納入するものとする。
 - ① 個人の賛助会員 金 10 万円×賛助口数
 - ② 法人の賛助会員 金 100 万円×賛助口数

第4条〔納入〕

- (1) 入会金および年会費は、SVLが指定する口座へ銀行振込にて納入しなければならない。
なお振込手数料は会員負担とする。
- (2) SVLは、いかなることがあっても納入された入会金および年会費を返還しない。

第5条〔改正〕

本規程の改正は、社員総会の決議に基づきこれを行うものとする。

第6条〔削除〕

第7条〔施行〕

本規程は2024年4月8日から施行する。

附則

〔制定〕

2024年4月8日

〔改正〕

2025年7月1日

2026年7月1日